



島根県報

平成29年3月17日（金）

号外第16号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

研修医研修支援資金貸与規則の一部を改正する規則 (医 療 政 策 課) 2

【告 示】

農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (農 業 経 営 課) 2

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部改正 (水 産 課) 2

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正 (") 4

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正 (") 5

公布された条例等のあらまし

◇研修医研修支援資金貸与規則の一部を改正する規則（規則第3号）

1 規則の概要

- (1) 研修支援資金の貸与額は、1回につき240万円とすることとした。（第4条関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成29年4月1日から施行することとした。

規 則

研修医研修支援資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第3号

研修医研修支援資金貸与規則の一部を改正する規則

研修医研修支援資金貸与規則（平成22年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第4条中「臨床研修医に対し貸与する場合にあっては1回につき150万円とし、後期研修医に対し貸与する場合にあっては1回につき300万円」を「1回につき240万円」に改める。

第5条中「（平成25年度に貸与を開始する場合にあっては、1回）」及び「（平成24年度から平成26年度までの間に1回目の貸与をする場合にあっては連続する2年度で2回、平成27年度に貸与を開始する場合にあっては1回）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の研修医研修支援資金貸与規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸与の決定をする研修支援資金について適用し、同日前に貸与の決定をした研修支援資金については、なお従前の例による。

告 示**島根県告示第121号**

農業近代化資金の利子補給率（平成11年島根県告示第913号）の一部を次のとおり改正し、平成29年3月21日から施行する。

平成29年3月21日前に島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則（昭和37年島根県規則第1号）第4条の規定により利子補給の承認を受けている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成29年3月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表中「年0.55パーセント」を「年0.65パーセント」に改める。

島根県告示第122号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱（平成13年島根県告示第267号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第2中

年1.3% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年 1.3%)	年1.1% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年 1.1%)	年1.3%	年1.3%	年1.1%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
—	—	年1.3%	年0.55%	年0.55%
年1.3% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年 1.3%)	年1.1% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年 1.1%)	年1.3%	年0.55%	年0.55%
年1.3% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年 1.3%)	年1.1% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年 1.1%)	年1.3%	年0.55%	年0.55%
年1.3% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年 1.3%)	年1.1% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年 1.1%)	年1.3%	年1.3%	年1.1%
年1.3%	年1.1%	年1.3%	年1.3%	年1.1%
—	—	年1.3%	年0.55%	年0.55%
年1.3%	年1.1%	年1.3%	年0.55%	年0.55%

を

年1.3% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年 1.3%)	年1.1% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年 1.1%)	年1.3%	年1.3%	年1.1%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
—	—	年1.3%	年0.65%	年0.65%
年1.3% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年 1.3%)	年1.1% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年 1.1%)	年1.3%	年0.65%	年0.65%

1.3%)	1.1%)			
年1.3% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年 1.3%)	年1.1% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年 1.1%)	年1.3%	年0.65%	年0.65%
年1.3% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年 1.3%)	年1.1% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年 1.1%)	年1.3%	年1.3%	年1.1%
年1.3%	年1.1%	年1.3%	年1.3%	年1.1%
—	—	年1.3%	年0.65%	年0.65%
年1.3%	年1.1%	年1.3%	年0.65%	年0.65%

に改める。

附 則

- この告示は、平成29年3月21日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の規定は、平成29年3月21日以後に貸し付けられた別表第1の左欄に掲げる資金（以下「島根県漁業近代化資金等」という。）について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

島根県告示第123号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第268号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表中	年0.4%以内	を	年0.3%以内	に改める。
	年0.45%以内		年0.35%以内	
	年0.4%以内		年0.3%以内	
	年0.4%以内		年0.3%以内	
	年0.4%以内		年0.3%以内	
	年0.4%以内		年0.3%以内	
	年0.4%以内		年0.3%以内	
	年0.4%以内		年0.3%以内	

附 則

- この告示は、平成29年3月21日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成29年3月21日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第124号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第5条第2号中「0.4パーセント」を「0.3パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成29年 3月21日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成29年 3月21日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。